

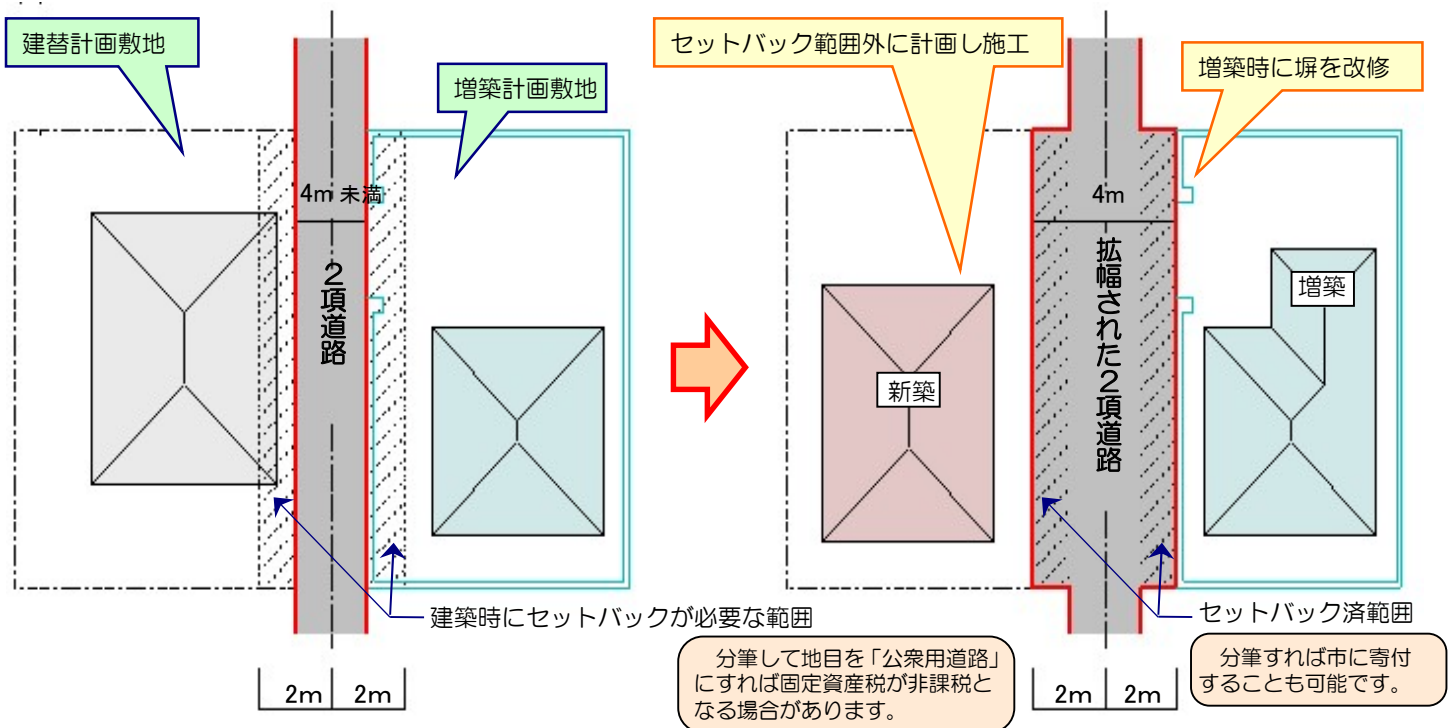
御存知ですか建築基準法？

【2項道路編】

建物は建築基準法上の道路（幅員4m以上）に接していなければ建てることは出来ません。その中で、例外があります。*「2項道路」といわれている道路です。この道路は建築基準法が施行される前（昭和25年）に既にあった1.8m以上の道のことです。

*「建築基準法第42条第2項」に規定する道路

この道沿いにある敷地は、建物を新たに建てる時には、2項道路の中心から2m後退（「セットバック」という。）しなければなりません。セットバック範囲内は自分の敷地内であっても建物や門・塀を建てるのが禁じられています。これは、沿線の建替えが進むたびに道路が広がり、消火活動や避難等の防災上有効な4mの道が出来るという計画をもった建築基準法の趣旨によるものです。



しかし、その実態は、昭和25年に建築基準法が施行されて60年近く経過するにもかかわらず、なかなか2項道路の拡幅が進んでいないのが実情です。それは、建物が完成してから、塀をセットバック範囲内に築造してしまうからです。これではいつまでたっても2項道路は広がりません。

高砂市では法の趣旨を出来るだけ多くの方にお知らせし、法令違反を未然に防止していきたいと考えています。特に2項道路沿いにお住いの皆様が塀の築造をされる場合には、建築基準法の趣旨をご理解頂き、道路部分の確保を通して住みよいまちづくりの実現に、ご協力をお願いします。

詳しいお問合せは下記に御連絡ください。

高砂市都市創造部

都市住宅室建築住宅課

Tel (079-443-9035)